

【I-3 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価-⑭】

## ⑭ 救命救急入院料 1 及び 3 における 重症度、医療・看護必要度の評価票の見直し

### 第 1 基本的な考え方

高度急性期医療を要する患者の状態に応じた適切な評価を行う観点から、救命救急入院料 1 及び 3 における重症度、医療・看護必要度に係る評価票を見直す。

### 第 2 具体的な内容

救命救急入院料 1 及び 3 における重症度、医療・看護必要度の測定に用いる評価票について、特定集中治療室用の評価票からハイケアユニット用の評価票に変更する。

#### [経過措置]

令和 4 年 3 月 31 日時点で救命救急入院料 1 又は 3 の届出を行っている病棟にあつては、令和 4 年 9 月 30 日までの間に限り、令和 4 年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別添 6 の別紙 17 の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。